

未管理著作物裁定制度と 分野横断権利情報検索システムについて

2026.3.23

JPRO説明会

日本書籍出版協会 専務理事

樋口 清一

1. 著作権法における裁定制度

(著作権者不明等における著作物の利用)

第67条第1項

公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物は、著作権者の不明その他の理由により相当な努力を払ってもその著作権者と連絡することができない場合として政令で定める場合は、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、その裁定に係る利用方法により利用することができる。

1.1 裁定制度の趣旨

(文化庁ウェブサイトより)

他人の著作物、実演(歌手の歌唱、演奏、俳優の演技等)、レコード(CD等)、放送又は有線放送を利用(出版、DVD販売、インターネット配信等)する場合には、原則として、「著作権者」や「著作隣接権者」の許諾を得ることが必要です。

しかし、許諾を得ようとしても、「権利者が誰だか分からない」、「(権利者が誰か分かったとしても)権利者がどこにいるのか分からない」、「亡くなった権利者の相続人が誰でどこにいるのか分からない」等の理由で許諾を得ることができない場合があります。

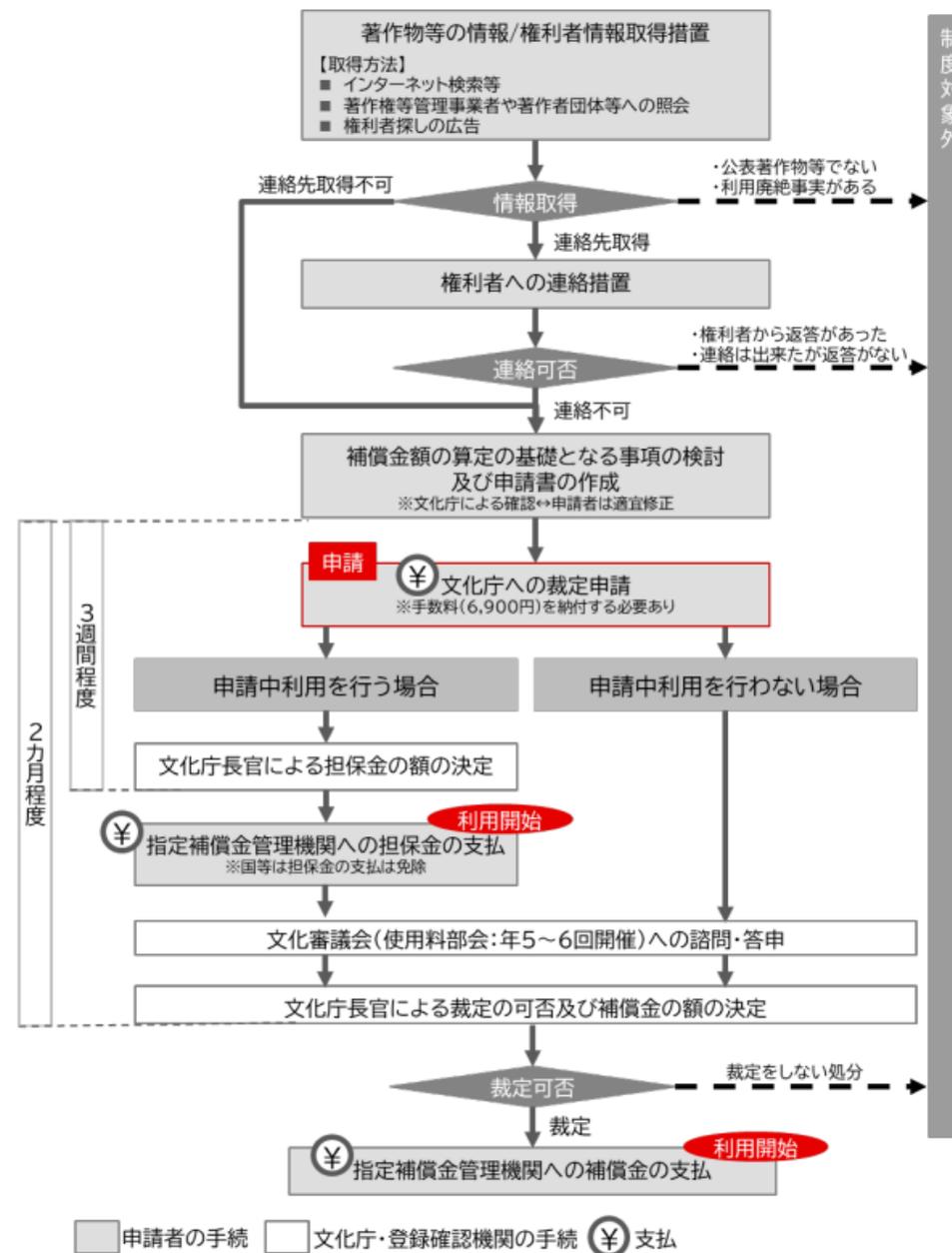
このような場合に、権利者の許諾を得る代わりに文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を供託することにより、適法に利用することができるのが本制度です。権利者若しくは権利者の許諾を得た者により公表され、又は相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物、実演、レコード、放送、有線放送(以下「著作物等」といいます。)が対象になります(法第67条第1項、同第103条)。

ここで、相当期間にわたり公衆に提供等されている事実が明らかである著作物等とは、権利者等により公表されているかどうかは不明であるものの、相当期間にわたり世間に流布されている著作物等のことをいいます。

1.2 従来の制度の運用

裁定の手引き(令和8年3月、文化庁著作権課)

1 全体的な流れ



2. 未管理著作物裁定制度

(未管理公表著作物等の利用)

第67条の3

未管理公表著作物等を利用しようとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、文化庁長官の裁定を受け、かつ、通常の使用料の額に相当する額を考慮して文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託して、当該裁定の定めるところにより、当該未管理公表著作物等を利用することができる。

- 一 当該未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置として文化庁長官が定める措置をとつたにもかかわらず、その意思の確認ができなかったこと。
- 二 著作者が当該未管理公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと。

2.1 新たな制度のねらい

改正の概要(文化庁ウェブサイトより)

(1) 著作物等の利用に関する新たな裁定制度の創設

① 新たな裁定制度の創設【第67条の3関係】

デジタル化の進展により、コンテンツの創作や発信、利用が容易になり、これまで主流であった出版社やテレビ局のような「プロ」がかかわるのではなく、一般の方が創作しインターネット上に掲載したコンテンツや過去の作品の新たな利用ニーズ等が増加しています。こうしたコンテンツ等は、著作権者等と連絡がとれず、必ずしも円滑な利用に結び付いていないといった課題がありました。

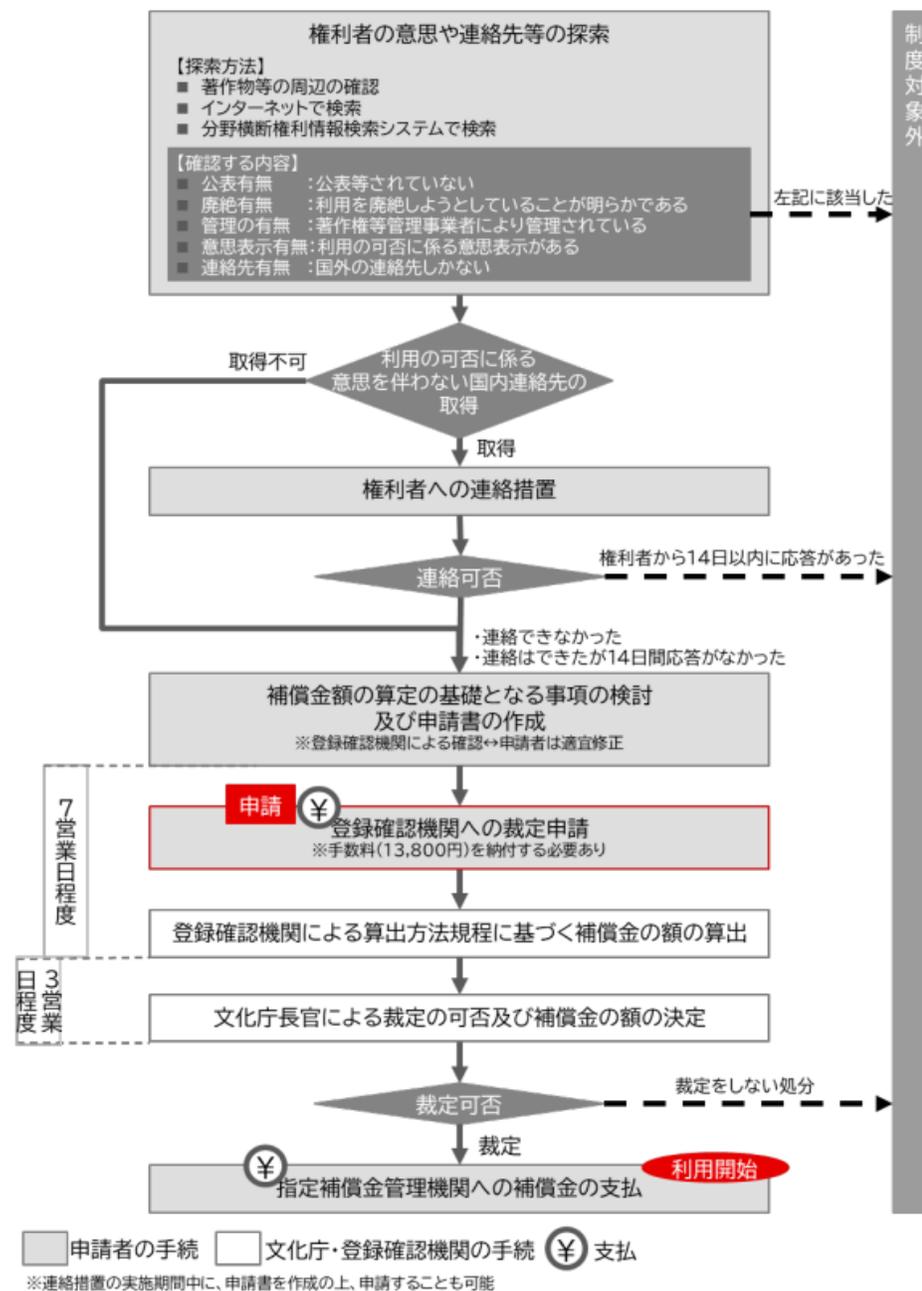
このため、許諾を得て利用することが難しいコンテンツについて、適法な利用を促し、それにより発生した対価を著作権者に還元する仕組みとして、新たな裁定制度を創設しました。

本制度は、集中管理がされておらず、その利用可否に係る著作権者等の意思が明確でない著作物等（以下「未管理公表著作物等」）について、文化庁長官の裁定を受け、補償金を支払うことで、3年を上限とする時限的な利用を可能とするものです。著作権者等は、文化庁長官にこの裁定の取消しを請求することができ、文化庁長官により裁定が取り消された場合には、裁定による利用は停止され、利用されていた間の補償金を受け取ることができます。

2.2 新たな制度のしくみ

裁定の手引き(令和8年3月、文化庁著作権課)

1 全体の流れ



2.3 新旧制度の比較

図表 1 両裁定制度の比較

	著作権者不明等の場合の裁定制度	未管理著作物裁定制度
手続	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用したい著作物等が公表等されていることを確認する ■ 著作権者が利用を廃絶しようとしていることが明らかではないことを確認する ■ 権利者情報を取得するための措置を取る ■ 権利者情報に基づき権利者と連絡するための措置を取る ■ 文化庁に申請する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用したい著作物等が公表等されていること、著作権等管理事業者により管理されていないこと、利用の可否に係る意思表示がされていないことを確認する ■ 著作権者が利用を廃絶しようとしていることが明らかではないことを確認する ■ 利用の可否に係る意思を確認するための措置を取る ■ 登録確認機関に申請する <p>著作権者不明等の場合の裁定制度に比べて手続が簡素</p>
利用期間 上限	上限なし 長期間の利用が可能	最長3年 (利用期間経過後、再度裁定制度を利用可能)
消有無	権利者が現れても、裁定は取り消されない 後で生じた事情に原則影響されない	権利者が現れ請求があった場合、裁定が取り消され、裁定に基づく利用は停止される。その後の利用は、利用者と権利者の協議による。

2.4 具体的な運用方法

②窓口組織による新たな裁定制度等の手続の簡素化【第6章関係】

新たな裁定制度の創設にあたって、その手続の迅速化・簡素化及びに適正な手続を実現するため、文化庁長官による指定・登録を受けた民間機関が、利用者の窓口となって手続を担うことを可能としました。

窓口となる組織は、実施する業務や機能に応じて、①指定補償金管理機関、②登録確認機関の二つに分けて規定を整備しました。

指定補償金管理機関は、以下の(i)～(iv)の業務を行うこととしています。

- (i) 著作権者不明等の場合の裁定制度(第67条)、裁定申請中利用(第67条の2)、新たな裁定制度(第67条の3)により著作物等を利用する際の補償金及び担保金の受領に関する業務
- (ii) 受領した補償金及び担保金の管理に関する業務
- (iii) 補償金及び担保金の著作権者等に対する支払に関する業務
- (iv) 著作物等の保護に関する事業並びに著作物等の利用の円滑化及び創作の振興に資する事業(著作物等保護利用円滑化事業)に関する業務

登録確認機関は、文化庁長官の業務を代行し、以下の(i)～(iii)の業務を行うこととしています。

- (i) 新たな裁定制度の申請の受付に関する事務
- (ii) 申請が新たな裁定制度の要件に該当するか否かの確認(要件確認)に関する事務
- (iii) 通常の使用料の額に相当する額の算出(使用料相当額算出)に関する事務

2.5 本制度の対象となる著作物

法第67条の3

2 前項に規定する未管理公表著作物等とは、公表著作物等のうち、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- 一 当該公表著作物等に関する著作権について、著作権等管理事業者による管理が行われているもの
- 二 文化庁長官が定める方法により、当該公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報であつて文化庁長官が定めるものの公表がされているもの

すなわち、上記のいずれかに該当していれば、新しい裁定制度の対象から除外され、通常の許諾手続きに基づいて利用される。

あるいは従来の裁定制度によって利用される可能性はある。

3. 分野横断権利情報検索システム

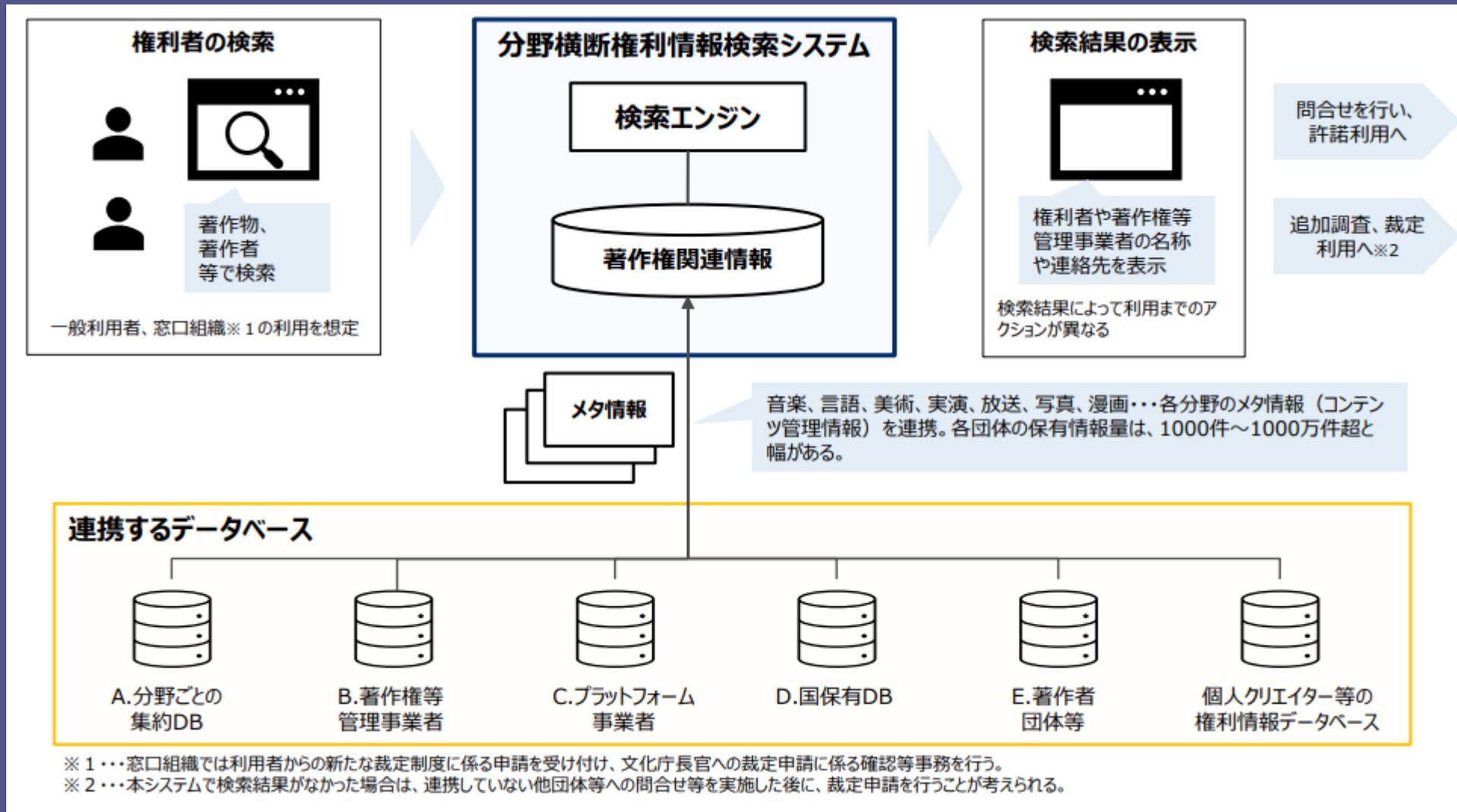
未管理著作物裁定制度の対象外となる著作物とは・・・

- ①「著作権等管理事業者により管理されている」
- ②「利用の可否に関する権利者の意思を確認できるもの」

「分野横断権利情報検索システム」は、①の「著作権等管理事業者により管理されているか」に加えて、②の「利用の可否に関する権利者の意思を確認」するために権利者情報を持つ団体などを検索できるシステム。

このシステムを検索し、表示されたリンク先のウェブサイトを閲覧することは、未管理著作物裁定制度に申請するために法令で定められた要件の一つとなる。

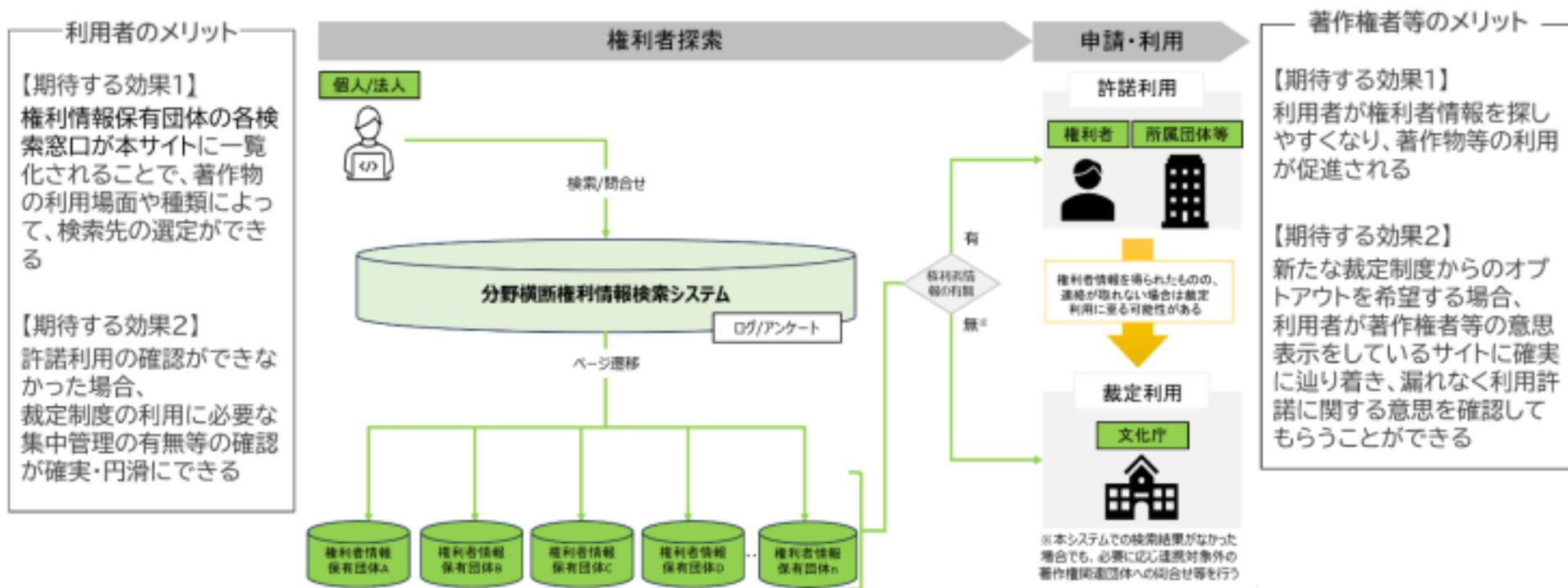
3.1 当初の文化庁の構想



3.2 現実的な対応

図表 5 分野横断権利情報検索システムの概要

- 目的**
- 利用者が権利者から著作物等の利用許諾を得るための検索作業の効率化
 - 利用者にとっては、権利者の意思確認等のための検索作業の効率化・適切な実行 ⇒ 裁定制度の活用へ
 - クリエイター等にとっては、未管理著作物裁定制度からのオプトアウト(その制度によって自らの作品が使われないようにすること)の意思表示を確実に行う



3.3 許諾可否情報の表示方法

* 出版物の奥付等への表示

* 各出版社のウェブサイト上への表示

* Books.or.jpの検索画面上への表示

書協提案の記載例

【ホームページ上】

当社が発行した出版物(電子書籍等を含む)及びホームページ等に掲載している文章・画像・写真・イラスト・漫画・キャラクター等は、著作権法によって保護され、法令に規定された場合を除いて著作権者の許諾を得ない利用は同法によって禁じられています。また出版利用、電子メディアでの利用及び翻案利用は当社が窓口となっておりますので、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

【奥付等の出版物上】

本書をコピー、スキャニング等の方法により無許可で複製することは、法令に規定された場合を除いて禁止されています。請負業者等の第三者によるデジタル化は一切認められておりません。本書掲載の著作物を出版利用、電子メディアでの利用及び翻案利用を希望される場合は当社までお問い合わせください。